

卒業・修了時の手続き

◆卒業・修了後の在留資格について

① 卒業・修了後、すぐに帰国する場合

「帰国時の諸手続き案内書」を国際センターから受け取り、期日までに書類を提出してください。

② 日本での就職活動を継続したい場合

在学中から日本で就職活動を行い、卒業・修了した後も継続したい場合、在留資格を「留学」から「特定活動」へ変更して、6ヶ月間就職活動ができます。この6ヶ月間で就職先が決まらない時は、この「特定活動」を1回だけ更新し、さらに6ヶ月間延長することもできます。つまり、最長で1年間（最初の6ヶ月間＋その後の6ヶ月間）日本で就職活動ができます。

ポイント

- ✓ 卒業・修了前から実際に就職活動を継続している。
- ✓ 就職活動の状況を書面で証明する。
- ✓ 申請には、大学が発行する「推薦状」が必要。
- ✓ 資格外活動許可を申請できる。許可があれば、アルバイト（週28時間以内）ができる。
- ✓ 卒業・修了後に就職活動を始める方、研究生修了者、科目等履修生修了者は対象外。

「特定活動」への在留資格変更を希望する方は、上記①～⑤の書類を揃えて、毎年3月1日までに国際センターに申し出て、大学担当者との面接日時を予約して下さい。この面接で就職活動を書面で客観的に証明でき、かつ、在学中の成績と授業出席状況が良好な方にのみ、申請書類の一つである「推薦状」を大学から発行します。

また、上記①～⑤の書類を3月31日までに入国管理局へ提出し、申請手続きを済ませてください。なお、4月以降に入国管理局へ申請する場合は、受理されないことがありますので、ご注意ください。

③ 日本国内のほかの大学や大学院などの教育機関に進学する場合

進学先に直接お問い合わせください。

④ 上記①～③に該当しない場合

直接国際センターへお問い合わせください。